

基本協定書

新潟市BRT第1期導入区間運行事業（以下「本事業」という。）に関して、新潟市（以下「甲」という。）と新潟交通株式会社（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、平成26年度に予定されているBRTの運行開始のため、甲及び乙が本事業の実施に必要な内容を定める運行事業協定（以下「事業協定」という。）の締結に向けた協議を行うことについての必要な事項を定めることを目的とする。

（運行予定事業者の確認）

第2条 甲及び乙は、乙が本事業に関し運行予定事業者となることを確認する。

（事業協定の協議）

第3条 甲及び乙は、事業協定の締結に向け、平成24年2月公表の「新たな交通システム導入基本方針」及び平成25年2月公表の「新潟市BRT第1期導入計画」を踏まえて協議を行うものとする。

なお、協議にあたっては以下の点に留意する。

- （1） 甲及び乙は、本事業の実施に向け互いに協力しながら、個々の路線や運行本数などの具体的な案について、甲が設置する「（仮称）各区地域公共交通検討会議」をはじめ様々な場を活用して、市民などに丁寧に説明を行い、理解を得るよう努める。
- （2） 甲及び乙は、平成24年12月20日に乙が甲に提出した最終提案書に市民意見等を可能な限り反映させ、より利便性の高い運行計画となるよう努める。
- （3） 甲及び乙は、事業協定の締結に向けた協議において、新潟市BRT第1期導入区間運行事業者審査委員会から附された意見に誠実に対応するものとする。

（将来の展開）

第4条 甲及び乙は、事業協定が締結された場合、その後も引き続き、市全体における交通結節点の整備とバス路線の再編に協力して取り組み、全市的に持続可能な公共交通体系の構築に努めていくものとする。

（甲及び乙の義務）

第5条 甲及び乙は、事業協定の締結に向けて、互いに誠実に対応する。

(事業協定の締結に向けた協議)

第6条 甲及び乙は、平成25年度中を目処として事業協定の締結を目指すものとする。

(事業協定不調時等の取扱い)

第7条 甲及び乙の間で事業協定の締結に至らなかった場合は、それぞれが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、相手方より秘密として受けた情報について善良なる管理者の注意をもって取り扱う。

(本協定の変更)

第9条 本協定の規定は、甲及び乙の書面による合意によらなければ変更することはできない。

(本協定の有効期限)

第10条 本協定の有効期限は、事業協定締結日又は事業協定締結に至る可能性がないと甲及び乙が文書で確認した日までとする。

(規定外事項)

第11条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 4月 8日

甲：

新潟市中央区学校町通一番町602番地1
新潟市
新潟市長 篠田 昭

乙：

新潟市中央区万代1丁目6番地1
新潟交通株式会社
代表取締役社長 佐藤 丈二